

31．法人税制度の概要

税	法人税 (1)「各事業年度の所得」については (イ)普通法人 資本金1億円以下のもの 年800万円以下の所得 30% (配当に対するもの24%) 年800万円超の所得 42% (配当に対するもの32%) 資本金1億円超のもの 42% (配当に対するもの32%) (ロ)公益法人等及び協同組合等 25% (配当に対するもの21%) (2)「清算所得」については (イ)普通法人 37% (ロ)協同組合等 23%
率	
法人社内留保課税	同族会社課税 各事業年度の留保所得から所得等の金額の35%相当額又は年1,500万円のいずれか多い金額(その金額が資本金の25%に相当する金額からその事業年度末の利益積立金額を控除した残額に満たないときは、その残額)を控除した金額に対し、次の割合 年 3,000万円以下 10% “ 3,000万円超 15% “ 1億円超 20%
租税の特例減免	(1) 試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特例控除 適用年度(昭和42.6.1～昭和59.3.31の間に開始する事業年度)の試験研究費の額が基準年度(昭和42.1.1を含む事業年度の直前事業年度)から適用年度の直前事業年度までの各事業年度の試験研究費の額のうち最も大きい額を超える場合に、その超える額の20%相当額(当期の法人税額の10%相当額を限度とする。)の税額控除が認められる。 (2) エネルギー対策促進税制 エネルギー対策の促進に資するため、省エネルギー設備、石油代替エネルギー利用設備(電気事業者に係るものを除く。)及び中小企業者の取得する機械等(省エネルギー及び石油代替エネルギーの利用に資するものに限る。)を指定期間(昭和56.4.1～昭和59.3.31)内に新規取得した場合に、初年度100分の30の特別償却との選択により、その取得価額の7%相当額(当期の税額の20%相当額を限度とする。)の税額控除が認められる。なお、控除限度超過額については、1年間の繰越しが認められる。 (3) 技術等海外取引に係る所得の特例控除 指定期間(昭和39.4.1～昭和59.3.31)内の日を含む各事業年度において、技術等海外取引による収入金額がある場合には、対外支払手段を対価とする工業所有権等の譲渡等による収入金額の28%、コンサルティング業務の収入金額の16%に相当する金額(当該事業年度の所得金額の40%相当額を限度とする。)を損金に算入することが認められる。
欠損・繰越	(1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金及び青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害損失金については5年間の繰越しが認められる。 (2) 青色申告法人の欠損金については1年間の欠損の繰戻しが認められる。
納期	(1) 期限内申告の場合 事業年度が6か月以下の法人は確定申告書の提出期限(各事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内) 事業年度が6か月を超える法人は最初の6か月間に係る中間申告書の提出期限(事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内)、決算確定の際の確定申告書の提出期限(事業年度終了の日から2か月以内。ただし、会計監査人の監査等の理由により決算が確定しないと認められる場合には、税務署長の承認を受け、原則として3か月以内) ただし、法人の金融を緩和するため確定申告による納税額の1/4届出により3か月間(会計監査人の監査等を理由とする申告期限の延長が認められた場合には、事業年度終了の日以後2か月以内に見込納付した額の1/3を限度としてその延長された申告期限から2か月間)延納することができ

納 期 (続)	る。延納した税額及び会計監査人の監査等の理由により申告期限の延長が認められた税額については年 7.3%から年 12.775%の間で日本銀行の基準割引歩合に応じて定められる割合による利子税が徴収される。 (2) 期限後申告の場合は申告書提出の日 (注) 災害その他やむを得ない事情により決算が確定しないときは税務署長の指定した日までに申告納税することができる。 修正申告による納税額の納期は修正申告書提出の日である。		
(参考) 法人課税 その他の 税	事 業 税	年所得 350 万円以下	6%
		" 350 万円超 700 万円以下	9%
		" 700 万円超	12%
	道府県民税	法人税額の	5.0%
	市町村民税	"	12.3%